

第 八 十 九 号 議 案

施 設 の 買 入 れ の 変 更 に つ い て

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 六 年 十 一 月 二 十 二 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

斉

藤

猛

施設の買入れの変更について
左記のとおり施設の買入れを変更する。

記

一 買入れの目的 P a r k | P F I 制度を用いて整備を行う公園施設を区の

施設とするため

二 契約の相手方 千代田区飯田橋二丁目一八番二号

大和リース株式会社東京本店

本店長 嶋 田 浩 司

三 買入れの物件

(一) 種別 公園施設

(二) 内容 園路、広場、植栽、芝生、ベンチ、野外卓、デッキテラス、

バーベキュー場、インクルーシブ遊具、駐車場、駐輪場、

水飲場、手洗所、案内板、ドッグラン等

四 変更後契約金額 金十四億七千二百七十三万九千九百三十一円

(説明)

議会の議決を経て契約した施設の買入れを変更するに当たり、江戸川区議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年四月江
戸川区条例第十三号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

変更概要

一 施設の所在

江戸川区西葛西六丁目一一番一号(子供の広場)

江戸川区南葛西三丁目一七番一号(ファミリースポーツ広場)

江戸川区南葛西四丁目九番一号(フラワーカーデン)

江戸川区南葛西六丁目二三番一号(富士公園)

江戸川区臨海町三丁目二番先から臨海町一丁目四番先まで及び清新町二丁目一番一号(新左近川親水公園)

二 契約金額

(一) 当初 金二十億七千百十三万九千四百円

(二) 議決による変更後 金十五億九千三百七十九万八千五百二十五円

(三) 今回変更後 金十四億七千二百七十三万九千九百三十一円

三 変更理由

令和六年度着工の公園施設において、園路及び広場の整備方法を見直した結果、土留めが不要になったこと等により整備費用が変動し、契約金額の減額が必要になったため変更する。

位 置 図

